

相談室だより

令和4年11月8日
福岡県立博多青松高等学校
スクールソーシャルワーカー 高瀬妃登美

スクールソーシャルワーカー（SSW）の高瀬妃登美（たかせひとみ）です。
今回は児童虐待やDV、さらに最近問題になっているヤングケアラーについてのお話です。



児童虐待とは…

18歳未満の児童に対する、保護者等からの身体的な暴力、心理的負担となる暴言や暴行、性的な暴力や行為、ネグレクト（育児放棄）などをいいます。両親のDVや激しい喧嘩を見ることも含まれます。

18歳以上の場合、児童虐待との認定はされませんが、上記のような行為を受けることは許されるべきものではありません。さらに、経済的な負担の問題（アルバイト代を過剰に渡すように言われる、奨学金が学費として正しく使われていないなど）も、虐待に相当する場合があります。

DV（ドメスティックバイオレンス）とは…

配偶者や恋人など親密な関係にある（又は関係にあった）相手からの身体的な暴力・心理的負担となる暴言や行為・性的な暴力や行為などをいいます。

性行為を無理強いされること、避妊の希望を無視すること、経済的な負担を強いられることも含まれます。

ヤングケアラーとは…

本来は大人がすべきである、家事や家族の世話、介護などを日常的に行っている児童・生徒のことを指します。経済的な負担（家計を助けるためにアルバイトをしなければならないなど）も含まれます。

家族の在り方はそれぞれですから、家事や家族の世話、介護などが、家族の一員として妥当な行為かどうかの線引きは難しいですが、精神的な負担を感じていたり、学業や登校に支障があったりする場合などは、早めに相談してください。

相談、ヘルプの出し方（自分が虐待及びDVを受けているかもと思ったら）

- ① 担任の先生や話しやすい先生に相談する。
→ 場合によってはSSWと面談し、相談機関につないでいきます。
※皆さんの希望を無視して動くことはありません。心配しないで相談してくださいね。
- ② 相談機関に電話するか、窓口に行く。下記のような相談機関や窓口があります。

最寄りの児童相談所及び「189」（共通ダイヤル）
最寄りの警察署・交番
※特に身の危険を感じたら、ためらわずに警察へ！
市役所・区役所・役場の子育て支援の窓口
配偶者暴力相談センター・性暴力被害者支援センターなど

最後に…

「これぐらい我慢できる」「恥ずかしい」と考えてしまうことは、とても心配で危険なことです。まずは、信頼できる周囲の大人に伝えて欲しいと願っています。皆さんの心とからだの安全が第一です。



スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる教育相談をご希望の方は、担当までご連絡ください。日程等、詳細は学校HPを御覧ください。

